

## 徳島市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年2月2日

徳島市監査委員 笠井寿範  
同 藤原晃  
同 須見矩明  
同 藤田真由美

### 定期監査結果報告書

#### 第1 監査の対象

##### 1 対象部課等

経済部 経済政策課、にぎわい交流課、地域交通課、農林水産課、農村環境改善センター、耕地課、とくしま動物園、中央卸売市場

##### 2 対象期間等

令和7年4月1日から令和7年9月30日までに執行した財務に関する事務

#### 第2 監査の実施期間

令和7年11月14日から令和8年1月26日まで

#### 第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、徳島市監査基準に準拠し、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

#### 第4 監査の結果

経済部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

## 改善・検討を要する事項（指摘事項）

**指摘事項件数一覧表**

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理	手当・その他	指定管理	合計
経済政策課	1	2	2				5
にぎわい交流課	1	3		1			5
地域交通課							0
農林水産課				1			1
農村環境改善センター							0
耕地課	1						1
とくしま動物園							0
中央卸売市場	1						1
合 計	4	5	2	2	0	0	13

### ○経済政策課

#### 1 行政財産の目的外使用料において、納入期限の設定が適正でないものがあった。（収入事務）

- ・旧徳島市立木工会館敷地及びガバナ室使用料

許可期間：令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

- ・旧徳島市立木工会館敷地内（本柱2本・支柱2本）使用料

許可期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

令和7年度の使用料について、納入期限が令和7年5月9日と設定されていたが、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第4条第1項ただし書により、行政財産の使用期間が複数年度にわたるときは、当該行政財産の使用に係る年度内において使用の開始後1月以内に徴収するべきである。

#### 2 個人番号が利用できる事務に該当しないが、個人番号が記載された書類を保管しているものがあった。（支出事務）

- ・徳島市創業促進事業補助金

- ・徳島市中心市街地出店支援事業費補助金

個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条、第15条及び第20条により、その利用範囲や収集・保管が制限されている。

本件の補助金交付申請に係る事務については、個人番号が利用できる事務に該当しないが、関係書類として提出された住民票や「個人事業の開業届出書」に個人番号が記載

されたまま保管されていた。

個人番号の利用について、法令等を遵守した事務を実施されたい。

### 3 決裁権者が適正でないものがあった。（支出事務）

本件の補助金については、事務決裁規程別表第2の3の(1)歳出予算の執行に規定する負担金、補助及び交付金の「裁量の余地のないもの」に該当しないため、決裁権者に誤りがあった。

- ・徳島市中心市街地出店支援事業費補助金 9件

1件30万円を超える50万円以下の支出であり、決裁権者を「部長」とすべきところ、「課長」となっていた。また、決裁権者の誤りにより、予算の編成及び執行に関する規則第20条第4項に規定する会計管理者への協議もできていなかった。

- ・徳島市創業促進事業補助金 13件

1件20万円を超える30万円以下の支出であり、決裁権者は「副部長」とすべきところ、「課長」となっていた。

各補助金については、事務決裁規程及び予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

### 4 支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。（契約事務）

- ・徳島ファミリー・サポート・センター事業委託

契約金額：21,800,000円

支出負担行為書の決裁権者を部長としているが、予算の編成及び執行に関する規則第20条第4項に規定する会計管理者との協議ができていなかった。

予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

### 5 予算執行伺書に契約方法、その理由及び根拠法令の記載がないものがあった。（契約事務）

- ・中小企業販路拡大支援事業海外展開支援専門家派遣業務（1号随契）

契約金額：1,198,000円

予算執行伺書には「△△業務の委託契約を締結するにあたり、〇〇に対し、別紙のとおり見積書の提出を依頼するもの。」と記載されているものの、契約方法を随意契約とする旨、その理由及び根拠法令の記載がなかった。

令和3年度の監査において、口頭により改善を求めていたところであるが、是正、改善のための努力・検討がなされていないと認められるため、指摘事項とした。

## ○にぎわい交流課

### 6 行政財産の目的外使用料において、納入期限の設定が適正でないものがあった。（収入事務）

ロープウェイ山頂駅の自動販売機6台の設置

- ・自動販売機5台

許可期間：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

許可日：令和7年3月25日

納入期限が7月31日と設定されていたが、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第4条第1項ただし書により、年度の初日前に許可した場合の使用料の納入期限は、使用の開始後1月以内とすべきである。

- ・自動販売機1台

許可期間：令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

許可日：令和7年7月22日

納入期限が9月30日と設定されていたが、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第4条第1項本文により、使用期間と同一年度内の許可につき、使用料は前納とすべきである。

## 7 決裁権者が適正でないものがあった。（支出事務）

- ・眉山山頂「LED眉華鏡」LEDビジョン関連機器取替修繕（2号随契）

契約金額 7,573,500円

- ・阿波おどり会館中央監視装置更新修繕（2号随契）

契約金額 9,680,000円

予定価格300万円を超える修繕料であるため、事務決裁規程別表第2の3の(1)歳出予算の執行に基づき、予算執行伺書の決裁権者は部長とすべきところ、課長決裁となっていた。

事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

## 8 支出負担行為書において、会計管理者への協議ができていないものがあった。（支出事務）

- ・「LOCAL JAPAN 展」出展負担金（800,000円、副市長決裁）

- ・日本観光振興協会会費（324,000円、部長決裁）

負担金の支出負担行為書について決裁権者を部長以上としているが、予算の編成及び執行に関する規則第20条第4項に規定する会計管理者への協議ができていなかった。

予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

## 9 決裁書に支払方法の根拠法令が記載されていないものがあった。（支出事務）

- ・吉野川フェスティバル花火大会に対する助成

- ・ひょうたん島周遊船運行事業に対する助成

- ・はな・はる・フェスタ開催に対する助成

補助金の決裁書に前金払や概算払とする根拠法令の記載がなかった。

平成30年度の監査において、口頭により改善を求めていたところであるが、是正、改善のための努力・検討がなされていないと認められるため、指摘事項とした。

## 10 無体財産権の異動報告が適正になされていないものがあった。（財産管理）

トクシイ標準文字及びトクシイラストについて、商標権の存続期間10年が満了する前に更新登録申請がされていたものの、公有財産規則第50条第1項に規定する本市の公有財産の異動報告が行われていなかった。

公有財産規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

## ○農林水産課

11 普通財産の貸付契約書において、遅延利息の利率に関する規定が適正でないものがあった。（財産管理）

- ・徳島市有地賃貸借契約
- ・市有林賃貸借契約

契約書の第5条に定める遅延利息の利率が「年 14.6 パーセント（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）」となっており、現行の「公有財産規則第 28 条第 1 項及び附則第 4 項に定める割合」に適合していなかった。

公有財産規則に従い、適正な規定とすべきである。

## ○耕地課

12 行政財産の目的外使用料において、納入期限の設定が適正でないものがあった。（収入事務）

- ・小松排水機場内の支線 1 本

許可期間：令和 7 年 8 月 8 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

許可日：令和 7 年 8 月 8 日

使用料は前納が原則であるところ、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第 4 条第 1 項ただし書により、行政財産の使用期間が複数年度にわたるときは、当該行政財産の使用に係る年度内において使用の開始後 1 月以内に徴収するものと定められているが、納入期限は令和 7 年 9 月 30 日とされていた。

行政財産の使用許可に係る使用料徴収条例に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

## ○中央卸売市場

13 負担金の納入期限が適正でないものがあった。（収入事務）

自動販売機設置に係る負担金（電気料金）が、覚書に基づき固定額で年度当初に調定されていたが、徳島市中央卸売市場業務条例施行規則第 83 条第 4 項に基づき、当月分をその翌月の 20 日までに納付しなければならないところ、4 月分から 9 月分までの電気料金の収入が確認できなかった。

徳島市中央卸売市場業務条例施行規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。